

2019年3月26日

大阪市都市交通局長
角田 悟史 様

大阪市職計画調整局支部
支部長 織屋 義巳



2019年度要員確保に関する申し入れ

行政業務に見合う執行体制の確立は必須であり、業務執行体制の変更は、勤務労働条件に大きくかかわるものであると認識しています。

いずれにしても、「業務と人」の慎重な関係整理に基づき行われるべきであり、それに見合った要員配置が必要である。

2019年度の業務執行体制の内容によっては、職員の勤務労働条件に大きく影響することから、地方公務員法第55条に基づいて、勤務労働条件の確保に関する申し入れを行うとともに、交渉事項として誠意を持って対応するよう求める。

記

1. 2019年度事務事業の執行体制について、職員の勤務労働条件が確保されるよう必要な要員を確保すること。また、職員の勤務労働条件に変更が生じる場合は交渉・協議を行うとともに、勤務労働条件に直接的に影響を及ぼさない範囲であっても、執行体制の改編などを行う場合は適切な方法で情報提供を行うこと。
2. 職員の過重負担になる恒常的な時間外労働が生じている繁忙職場については、十分に精査するとともに、必要な要員を確保すること。さらに、職員の時間外労働の状況・年次有給休暇等の取得状況について把握、検証するとともに、超過勤務の縮減に向けて、実効性のある超過勤務縮減策を実行すること。

以上の点について、支部と十分な交渉・協議を行い、合意を得ることを求める。